

実質化された吉田地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	吉田地区(中之岳、湯谷、南足河内、北足河内、上市、中市、下市、上貞恒、中貞恒、宗地、埴生口、柳瀬、今山、大上、金ヶ峠、向河内、下川久保、小倉、駒辻、土井、向土井、諏訪、錦町、上肥田、下肥田、木屋)	令和3年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	276.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	188.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	60.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	45.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	31.5ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が14ha多く、新規参入者等、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

吉田地区の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がある場合は、(農)吉田ファームを中心に農地の集約化を図っていく。

ほ場整備が実施されている諏訪地区の農地利用は、ほ場整備完了後は(農)吉田ファームが担う。

今後、ほ場整備が実施予定の肥田地区の農地利用は、ほ場整備完了後は、担い手を中心に農地の集約化を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	5経営体		92.4 ha		123.9ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、21筆、16,133㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>
<p>基盤整備への取組方針 ほ場整備終了後、小規模なほ場、排水路の再整備に取り組む。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 山口県農業協同組合、下関農林事務所の情報提供や提案を受けながら、地区にあった作物を検討し、取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣害の侵入防止柵は、一定の効果はあったが、まだ被害を食い止められないため、補助金の活用を検討しながら、従来の集落全体を囲む方法に加え、ほ場全体を囲む方法に取り組む。</p>
<p>その他 ・地域内では、今後、不在地主が増加し、貸付の意向を把握することが一層難しくなることが想定されるため、関係機関と連携して情報収集を行い、農地集積が円滑にすすむよう努める。 ・中心経営体に農地を集積して、水稻や飼料作物などの生産効率の向上を図り、ナスなどの野菜については、個別農家が中心となって生産拡大に努める。 ・中心経営体は遊休農地の発生を防止するとともに、不作付地については、飼料作物等の作付けによる解消に努める。</p>